

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成29年12月22日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区玉川総合支所庁舎・区民会館新庁舎移転計画策定業務委託

(2) 業務内容

移転業務全体計画の策定

- ・平成32年5月に予定している業務開始までの移転業務に関する全体計画を作成し、適宜状況確認を行うこと。

什器レイアウト図の作成、修正

- ・設計図に什器及びPC等の電気設備配置を反映した什器レイアウト図を区よりデータにて提供する。なお、この図は区において関係各所管に事前に什器等の配置調整をしているものである（ただし案であり、その後の変更の可能性あり）。
- ・この提供データを新庁舎建設業者が作成する「平面詳細図」に反映させるため、新庁舎建設業者及び工事監理委託業者と調整すること。その際、「玉川総合支所 新庁舎移転基本計画 平成29年11月版」、「現状什器リスト」及び以下で行う新規什器の仕様（検討案で構わない）を踏まえ、什器の大きさ等を修正したうえで調整すること。
- ・上記調整後も各所管の変更希望、その他以下「総合図」の調整や、項目からの内容に応じ、什器レイアウト図を修正すること。
- ・区が什器仕様等の検討を行う際に新規・転用の区分けがわかりやすく判別できるよう、図中、色を分けて明示すること。
- ・新庁舎建設業者側で作成する「総合図」の作成にあたり、新庁舎建設業者及び工事監理委託業者と調整すること。総合図策定後、各種情報盤やスイッチ等の設備と什器の干渉のチェックを行うとともに、区が総合図を確認する際の関係各所管との調整について支援すること。これにより修正がある場合は、新庁舎建設業者及び工事監理委託業者と再度調整するとともに、必要に応じて什器レイアウト図を修正すること。
- ・快適な行政サービスを提供するため、快適な執務空間を実現するために必要なレイアウトの考え方について、適宜助言・支援を行うこと。

現状什器リストの作成、修正

- ・リストを区よりデータにて提供するので現状を確認し、修正すること。

新庁舎什器リストの作成、修正

- ・「現状什器リスト」「什器レイアウト図」「玉川総合支所 新庁舎移転基本計画 平成29年11月版」をもとに、新規・転用の区分を明記した新庁舎什器リストを平成30年5月末日までに作成すること。

- ・その後の区における検討に応じてリストを修正すること。

新規什器の仕様内容検討書作成、修正

- ・区が什器の仕様検討を行えるための資料を、平成30年5月末日までに作成すること。
- ・仕様については、別紙「玉川総合支所 新庁舎移転基本計画 平成29年11月版」を参考とすること。
- ・快適な行政サービスを提供するため、快適な執務空間を実現するために必要な什器の機能について、助言・支援を行うこと。
- ・その後の区における検討に応じて資料を修正すること。

什器購入経費・廃棄物処理経費・移転作業経費の算出

- ・新規購入や仮設庁舎の廃棄物品及び移転物品にかかる経費を複数パターン算出し、区が経費検討を行えるための資料を平成30年5月末日までに作成すること。
- ・廃棄什器に関して、新規什器を購入の際に下取りしてリユース、リサイクルにまわす仕組みを検討すること。
- ・その後の区における検討に応じて資料を修正すること。

各種案内サインの確認補助

- ・建築工事で製作するサインについて、抜け落ち確認、その他効果的なデザインとなるような提案を行い、区を支援すること。
- ・その他、近隣等、建築工事で製作するもの以外にも必要なサインについて、必要数、場所、仕様について提案を行い、区を支援すること。

移転計画策定補助

- ・新庁舎建設業者、工事監理委託業者、仮設庁舎リース契約業者及び電話・ネットワーク設置、複合機設置等の関連業者等と調整し、以下のスケジュールをとりまとめること。
 - * 新規購入什器の搬入スケジュール
 - * 仮設庁舎からの什器・文書・物品等の移転スケジュール
 - * 仮設庁舎での廃棄物処理スケジュール
 - * 電話・ネットワーク設置、複合機設置等の関連工事スケジュール
- ・仮設庁舎での文書量及び倉庫の物品量調査を行い、移転作業量に必要な数値を算出すること。また、調査結果に応じ、什器変更等の提案を行うこと。
- ・搬出経路、搬入経路を検証し、とりまとめること。
- ・その他、倉庫の割り振り等、移転に関わる課題全般について、助言・支援を行うこと。

電話・ネットワーク設置、複合機設置等の関連工事の調整補助

- ・施工における注意事項をまとめ、各業者が参加する説明会（2回）に出席し、区の進行補助を行うとともに、議事録を作成・提出すること。

移転業務委託に関する補助

- ・区が別に、平成31年度に締結する予定の移転業務委託契約に関わる定例会及び職員向け移転作業説明会（全2回）に出席し、資料内容を確認し、助言・支援を行うこと。
- ・移転業務受託者が作成する資料を確認し、区が行う調整について助言・支援を行う

こと。

- ・移転業務委託の定例会は、本委託の定例会と同時に開催するものとする。

什器購入契約に関する補助

- ・区が別に、平成31年度に締結する予定の什器購入契約に関し、区が決定した什器仕様と実際に契約する什器の差異について契約業者に確認するとともに、区が行う調整について助言・支援を行うこと。
- ・什器搬入にあたっての注意事項について、上記と同様の調整補助をすること。

定例会開催

- ・上記 から に関し、月1回定例会議を開催し、議事録を作成・提出するとともに、全業務に関する課題整理、進捗状況報告等を行うこと。ただし、平成30年4月及び5月は定例会を月2回とする。
- ・なお、上記 ・ ・ に関しては、定例会とは別に区の検討会を開催する（平成30年6月から8月まで、計3回を予定）ので出席し、区の進行補助を行うとともに、議事録を作成・提出すること。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成32年3月末日まで（予定）

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 地方自治体または国における1案件につき移転対象人数500人以上の事務所移転に関する契約を締結し、その履行実績があること（過去5年以内）。

3 提案書の提出者を選定するための評価基準

- (1) 本件参加資格要件
- (2) 組織規模、従業員数・体制
- (3) 移転計画策定実績
- (4) 本事業執行体制
- (5) 担当者の実績
- (6) 平成30年9月（什器購入費等予算要求時期）までの具体的な取り組み及び特に留意すべきこと
- (7) 平成30年10月から平成32年3月までの具体的な取り組み及び特に留意すべきこと
- (8) 快適な行政サービスの提供・執務空間の実現と、コスト低減を図るための手法
- (9) 庁舎移転に関し、提示した業務内容以外に問題となる事例とその対応策
- (10) 事業者としての特色、独自性
- (11) 見積り金額

提案内容については、関係法令等に準拠していることを前提条件とする。

4 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区玉川総合支所地域施設整備担当課

〒158-8503 東京都世田谷区等々力二丁目28番5号

玉川総合支所等々力庁舎2階23番窓口

電話 03-3702-2153 FAX 03-3702-0942

電子メールアドレス SEA01039@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 業者選定説明書の交付期間並びに交付場所及び方法

期間 平成29年12月22日(金)から平成30年1月15日(月)まで

場所 区ホームページ([くらしのガイド](#) [世田谷区について](#) [総合支所](#) [玉川総合支所](#))にて公開及び上記(1)に同じ。

方法 区のホームページからのダウンロードまたは上記(1)の窓口で配付

窓口の場合、土・日曜日、祝日、年末年始(平成29年12月29日から平成30年1月3日)を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

期限 平成30年1月15日(月)

土・日曜日、祝日、年末年始(平成29年12月29日から平成30年1月3日)を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

場所 上記(1)に同じ

方法 持参または郵送(締切日必着)

郵送は、書留郵便に限り、到着については必ず上記(1)へ電話で確認すること。

(4) 審査に係る提案書の提出期間、提出場所及び方法

期間 平成30年1月17日(水)から平成30年2月13日(火)まで

土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

場所 上記(1)に同じ

方法 持参または郵送(締切日必着)

郵送は、書留郵便に限り、到着については必ず上記(1)へ電話で確認すること。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有(新庁舎移転監理業務委託)

(但し、 予算配当を条件とする。 契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。)

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 下記の「本件に関する問い合わせ先」とおり

- (6) 提案書の提出後に「 3 参加資格」に該当しないこととなった者は、提案審査及び契約交渉の対象としないものとする。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出したものの商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されない。
- (9) 詳細は「事業者選定説明書」による。